

第7回世界のチャタンチュ歓迎業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

第7回世界のウチナーンチュ大会の開催に合わせ、本町においては、世界のチャタンチュが属する国との国際親善に寄与すること等を目的とした歓迎イベント「第7回世界のチャタンチュ歓迎会」の開催を予定している。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響について見通しが立たず、感染状況に応じた実施方法の検討が必要であり、さらに、来県できない世界のチャタンチュが参加できるよう、オンラインを含めたハイブリッド方式での開催について検討する必要がある。

このようなことから、イベント開催及びオンラインを含めた業務の実施について高い専門性と豊富な経験を有し、効率的かつ効果的に業務を遂行できる事業者を公募型プロポーザルにより選定し、本業務を委託するものである。

2 本業務の概要

(1) 本業務の名称

第7回世界のチャタンチュ歓迎業務委託

(2) 業務内容

別紙「企画提案仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書については、選定された契約の最優先候補者の企画提案内容に応じて、北谷町と最優先候補者との協議により決定する。

(3) 履行期間

契約締結の日から令和4年12月28日まで

(4) 委託料上限額

4,300,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 スケジュール（予定）

	項目	日程
1	プロポーザル実施要領公開	令和4年5月25日（水）
2	実施要領等に関する質問受付	令和4年5月27日（金）午後5時まで
3	実施要領等に関する質問回答 ※町ホームページ上に回答を掲載	令和4年6月1日（水）午後5時まで
4	提出書類受付期限	令和4年6月10日（金）午後5時まで
5	参加資格決定通知書の送付 ※電子メール及び文書にて通知	令和4年6月16日（木）まで
6	プレゼンテーション審査	令和4年6月29日（水）
7	審査結果の通知 ※電子メール及び文書にて通知	審査後2週間以内に通知
8	業務契約締結	協議調整による合意後

4 参加資格

本プロポーザルに参加できるものは、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件を全て満たす法人とする。ただし、一つの企業が複数の企画提案に参加することはできない。

- (1) 国及び地方税の滞納がないこと
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく、更正手続開始の申立てをしている者でないこと
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく、再生手続開始の申立てをしている者でないこと
- (5) 破産法（平成16年法律第75条）に基づく、破産手続開始の申立てをしている者でないこと
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団もしくはその構成員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと
- (7) 沖縄県内に本店又は支店を有する法人であること。共同企業体の場合は、沖縄県内に本店又は支店を有する法人を代表企業とすること。なお、共同企業体の場合は以下の要件をすべて満たすこと
 - ア 共同企業体の代表企業が参加申込を行うこと
 - イ 共同企業体を構成するすべての事業者が（1）から（6）の要件を満たすこと

5 配布資料

配布資料は次のとおりとする。

- (1) 第7回世界のチャタンチュ歓迎業務委託 公募型プロポーザル実施要領
- (2) 質問書（様式1）
- (3) 参加申込書（（様式2）単独事業者用及び共同企業体用）
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書（様式3）
- (5) 辞退届（様式4）
- (6) プロポーザル提出書類作成要領
- (7) 企画提案仕様書

6 提出書類及び提出期間等

- (1) 提出書類及び作成要領
別紙「プロポーザル提出書類作成要領」のとおりとする。
- (2) 提出期限
令和4年6月10日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法等
 - ア 持参又は郵送（郵送の場合は上記提出期間内必着とする。持参の場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から正午、午後1時から午後5時までの間に持参するものとする。）

イ 提出先

「13 プロポーザル担当課」に提出

7 プロポーザルに関する質問、回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、提出書類等の作成に係る質問に限るものとし、審査及び評価に関する質問は一切受け付けない。

(1) 質問の受付期限

令和4年5月27日（金）午後5時まで

(2) 質問方法

質問書（様式1）により、電子メールで提出するものとする。電話及び直接来庁による質問には応じない。また、送信後は必ず電話連絡を行い、受信確認をすること。なお、電子メールの件名は、次のとおりとする。

件名：（会社名）第7回世界のチャタンチュ歓迎業務委託プロポーザルについて

(3) 提出先

「13 プロポーザル担当課」に提出

(4) 質問に対する回答

提出された質問に対する回答は、令和4年6月1日（水）午後5時までに北谷町ホームページ上に公開する。

8 参加の辞退

参加を辞退する場合は、事前に「13 プロポーザル担当課」に電話またはメールにて連絡の上、指定の辞退届（様式4）を提出すること。

9 審査

審査委員会において、提出された書類（企画提案書等）及びプレゼンテーションの内容を総合的に審査し、契約の最優先候補者を選定する。なお、プレゼンテーション審査及び審査委員会は、非公開とする。

(1) プレゼンテーション審査

次に掲げる日程等で、プレゼンテーション審査を実施する。ただし、時間、場所については、応募件数等を考慮し、その詳細を参加者へ後日連絡する。

ア 日 時

令和4年6月29日（水）

※6月30日（木）及び7月1日（金）を予備日とし、応募者多数の場合は、予備日も含めた日程で実施

イ 場 所

北谷町役場内を予定

ウ 実施方法

(ア) プレゼンテーションは、1者当たり40分の持ち時間（提案内容説明20分、質疑応答20分）とする。

(イ) プレゼンテーションは、原則、実際に業務を担当する者が行うこと。参加人

数は3人以内とする。

- (ウ) プレゼンテーション及びスクリーンを使用したプレゼンテーションも可とする。なお、プレゼンテーション機材（プロジェクター、スクリーン）は、北谷町が用意するが、パソコンは各自で準備すること。
- (エ) プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容を逸脱しないものとし、追加資料配布等は認めない。
- (オ) 新型コロナウイルスの感染状況により、実施方法を変更することがある。変更となる場合は、プレゼンテーション審査を実施する2日前までにその詳細を参加者へ連絡する。

10 契約

- (1) 審査により選定された契約の最優先候補者と委託内容に関する協議を行い、仕様書、見積額等の契約内容について合意した場合は、契約を締結する。この場合において、最優先候補者との協議が整わなかったときは、次点の者から順に協議を行う。
- (2) 提案者が1者の場合でも審査を行い、最低基準点を満たした場合は、最優先候補者として契約を行う。ただし、最低基準点を満たさない等、プロポーザルが不成立の場合は、再度公募する。
- (3) 業務実施に当たっては、北谷町と随時実施内容を協議しながら進めていくものとする。

11 失格要件

次に掲げる項目のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 参加資格を有していないことが判明した場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 見積金額が委託料上限額を超えている場合
- (6) プレゼンテーション審査に出席しない場合
- (7) その他企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合
- (8) その他選定委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

1 2 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出されたプロポーザル関係書類は、返却しない。
- (3) 提出されたプロポーザル関係書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製することがある。
- (4) 提出されたプロポーザル関係書類は、選定の目的のみに使用する。
- (5) 提出されたプロポーザル関係書類は、原則、非公開とする。
- (6) 提出期限後の、プロポーザル関係書類の再提出、差替えは、一切認めない。
- (7) 審査方法、審査内容及び審査結果に対する異議は認めない。

1 3 プロポーザル担当課

本プロポーザルの担当課は、以下のとおりとする。

〒904-0192

沖縄県中頭郡北谷町字桑江226番地

北谷町 総務部 町長室 秘書広報係

担当：知念

電話：098-936-1234（内線1112）

E-mail: chinen.nozomu@chatan.jp